

流 通 審 第 5 号

平成 2 4 年 1 1 月 8 日

流山市教育委員会 様

流山市通学区域審議会

会 長 稲 澤 勲

通学区域の設定について（答申）

平成 2 4 年 1 1 月 2 日付け流教学第 1 1 2 2 号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

流山市通学区域審議会（以下「審議会」という。）は、平成 2 3 年 8 月 1 日に流山市教育委員会から委嘱を受け、平成 2 3 年 9 月 1 6 日の第 1 回審議会で平成 2 7 年 4 月に開校予定の（仮称）新市街地地区小中学校併設校（以下「併設校」という。）の通学区域及び近隣校の通学区域の変更について審議依頼の説明があり、平成 2 4 年 1 1 月 2 日付け流教学第 1 1 2 2 号により「通学区域の設定について」諮問を受けました。

2 審議会の会議の開催

- | | | |
|--------------|----------------------|-------------------------------|
| (1) 第 1 回審議会 | 平成 2 3 年 9 月 1 6 日 | 通学区域、児童・生徒数の状況、小中学校併設校の説明 |
| (2) 第 2 回審議会 | 平成 2 3 年 1 1 月 1 6 日 | 新設小学校及び隣接小学校の通学区域審議 |
| (3) 第 3 回審議会 | 平成 2 4 年 5 月 3 1 日 | 新設小中学校及び隣接学校の通学区域審議 |
| (4) 第 4 回審議会 | 平成 2 4 年 1 1 月 8 日 | 新設小中学校及び隣接学校の通学区域審議
(答申審議) |

審議会は、6 人の地域からの代表と 8 人の関係団体及び機関の代表

で組織し、上記の審議を経て、結論を得たので答申するものです。

3 審議経過

(1) 通学区域について

① 学校規模

学校教育法施行規則第41条の規定により、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とされ、中学校の学級数については、同規則第79条で第41条が準用されている。

② 通学距離について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、おおむね小学校は4 km以内、中学校は6 km以内と定められている。

③ 通学経路について

法令としての規定はないが、文部科学省の小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針では、交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要であるとされている。

④ 地域コミュニティについて

学校は、町内会、自治会などの各種地域団体の地域活動や防犯・防災活動の拠点としての役割を担っていると同時に、教育活動における地域との関わりや防犯上の見守りの重要性等を踏まえて、可能な限り通学区域と地域コミュニティとの整合性を図ることができるように留意する必要がある。

(2) 併設校の通学区域の設定及び近隣校の通学区域の変更について

諮問のあった通学区域の設定及び変更について、学校規模、通学距離、通学経路、地域コミュニティ等の規定等を踏まえて審議した結果、別紙のとおり答申します。

また、実施時期については、併設校開校時に合わせるべきと考えます。

なお、併設校が小中一貫教育校であれば、通学区域が同一であることが好ましいと考えるが、流山おおたかの森駅周辺の未就学児の状況等から同一区域にすると既存中学校の教室不足が見込まれることから、同一区域とすることは困難と判断しました。

4 附帯意見

(1) 指定校変更について

- ①三輪野山四丁目は、現在の通学区域や地域コミュニティ等を踏まえて、流山北小学校区としたものであるが、併設校の区域に隣接している地域であることから柔軟な対応が必要と考える。
- ②十太夫の一部を八木北小学校の通学区域から小山小学校の区域に変更しているが、同区域は八木北小学校に近い区域であることから柔軟な対応が必要と考える。
- ③駒木のTX線南側区域を常盤松中学校の通学区域から新設中学校に変更しているが、同区域は常盤松中学校に近い区域であることから柔軟な対応が必要と考える。

(2) 安全対策について

- ①平成27年4月の併設校開校時、千葉県施行区域は、道路整備が未整備であることが予想されることから、児童・生徒の登下校時の安全確保を講じるよう万全を期してほしい。
- ②西初石5丁目を都市軸道路が通り、西初石5丁目に居住する児童・生徒が横断することから、通学路の指定や安全対策について、関係機関、団体と協議していただきたい。

(3) 小山小学校について

併設校開校時に、一時的に児童数は減少するが、現在の未就学児の状況から推計するとその後、児童数は急増し、大規模校となることが予想されることから、教育環境の低下になることのないよう配慮すること。

(4) 通学区域の周知について

併設校の開校に伴い、通学する学校が変更となる児童・生徒及び保護者に対する説明を行い、理解を得ること。また、学校は、地域コミュニティと密接な関わりを持ち、地域活動の拠点として大きな役割を果たしていることから今後も連携を密にすること。

(5) 児童・生徒数の将来推計について

流山おおたかの森駅周辺は、現在、土地区画整理事業により開発が進められており、土地区画整理事業が終了後、数年までは児童・生徒数が増加することが見込まれ、現時点での児童・生徒数推計が年度ごとに変動する可能性があることから、人口動態等を注視しな

がら、対策を講ずること。

(6) 通学区域審議会のあり方について

地域の実情や児童、生徒数の変動に応じて通学区域の見直しを行う必要があることから、審議会を適宜開催すること。

5 おわりに

併設校は、自然に抱かれたオオタカの生息する市野谷の森を背にした場所に開校する学校で、（仮称）新市街地地区小中学校併設校基本計画では、周囲の環境に即した新たな教育環境を創出するとともに、地域の子育て環境や地域連携による地域に根付いた学校づくりを目標とし、学校をはじめ保護者、地域の方々等の力添えにより、児童生徒が有意義な学校生活を送ることを希望します。

併設校の開校に伴い、併設校及び隣接校に通学する児童・生徒の通学区域が変更になることから、児童生徒が安心して通学できるよう教育環境や安全対策を講じ、学校生活が希望を持ち充実したものになるよう期待して結びといたします。